

⑤ 県単	歩道舗装 街路植栽 街路調査		町	三分の二	三分の二	三分の二	四分の二
④ 公園事業		町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二
③ 下水道事業	都市下水道 公共下水道	町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二
② 土地区画整理事業	都市改造	町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二

〔町有 昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

2 警察・消防

四六九〔昭和二十二年公安委員選任〕

議案第五五号

公安定委員選任の件

警察法第四十四条の規定により公安委員三名を左の通り選任し議会の同意を求むるものとする

記

藤田 勝次
山田 英太郎
仲西 広次

議会の申入に依り藤田勝次を三村正吉と訂正

昭和二十二年十二月十六日提出同日同意

矢吹町長 仲西 正次

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

四七〇〔昭和二十三年自治警察の発足〕

警察職員の設定及警察署の位置名称管轄区域に

関する条例

第一条 矢吹町警察に左の職員を置く

警察吏員

警察長

巡查部長 二人

巡查 五人

第二条 警察長は警察署長を兼ねる。

第三条 警察長に事故があるとき又は欠けたときは上席の警察吏員がその職務を代理する。

警察長は部下にその事務の一部を代理させることができる。

第四条

巡查部長は上司の指揮監督を受け警察事務に従事し

部下の巡查を指揮監督する。

第五条 巡查は上司の指揮監督を受け警察事務に従事する。

第六 条 警察署の名称は矢吹町警察署とし矢吹町大字矢吹字

西側四十一番地に置く。矢吹町の区域を以てその管轄区域とする。

〔町有 昭23「矢吹町会議録」抜粋〕

四七一 〔昭和二六年矢吹町警察署を維持しないことを住民投票に付する議決〕

議案第五十四号

西白河郡矢吹町警察署を維持しないことを住民投票に付するの件

本町議会は矢吹町警察を維持しないため本町住民の投票に対するものとする

昭和二十六年八月十二日提出

矢吹町長 大木代吉

〔参考〕

議案第五十四号について（警察法の改正）

第一 公安委員の資格制度の緩和

第二 市町村の警察職員の定員に関する事項

第三 町村の自治体警察の維持及廃止に関する事項

1 通則的事項

2

町村の議会の議決

三

(一) 従来市及び人口五千以上の市街的町村として政令で告示された町村はすべて自治体警察を維持する義務を負うこととされて来たが町村については住民投票によって警察を維持しないこと又は一旦警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができることとされたこと〔法四〇ノ三〕

(一) 町村の議会に於て「警察を維持しないこと（再び警察を維持すること）を住民投票に付すること」を議決したときにおいて住民投票が行われるのであるがその議決の内容として警察を維持しないことと（再び警察を維持すること）を住民投票に付する旨の議決を行うのが原則であつて単に警察を維持するかしないかについて住民投票に付する旨の議決を行いこれに基いて住民投票を行うことは適當でないからその点に留意されたいこと

(二) 町村の議会の議長は前項の議決があつたときはその日から三日以内にその旨を当該町村の選挙管理委員会に通知あわせてその議決に関する審議の経過の要領を記載した文書を送付しなければならないこととされたこと〔法四〇の三 2 令七1〕

〔町有 昭26「矢吹町会議録」抜粋〕

四七二〔昭和二十六年自治警察廃止〕

議案第六十五号

自治警察の關係条例廃止の件

昭和二十六年九月三十日限り矢吹町警察署廃止となつたので次の条例を廃止するものとする

昭和二十六年十二月二十五日提出

矢吹町長 大 木 代 吉

一、矢吹町警察署職員のだ員及警察署の位置名称管轄区域に関する条例

二、警察職員のだ免等に関する条例

三、矢吹町警察被服その他給与並に諸手当支給条例

四、矢吹町警察吏員旅費支給条例

五、矢吹町警察吏員特別勤務手当給与条例

六、矢吹町公安委員会矢吹町警察の許可認可証明手数料条例

以 上

〔町有 昭26「矢吹町會議録」抜粋〕

四七三〔白河警察署矢吹派出所沿革〕

白河警察署矢吹派出所沿革

昭和二十三年三月七日 警察法施行により、地区警察、市町村警察を設置する

白河地区警察署矢吹警部補派出所 矢吹町警察署を同一庁舎内に置く。

昭和二十六年八月一日 行政区区域の変更により大屋村巡査駐在所が須賀川警察署より移管

昭和二十六年十月一日 警察法改正により矢吹町警察署廃止 白河警察署矢吹警部派出所として存置

昭和二十八年十一月 白河警察署矢吹警部補派出所となる

昭和四十四年四月 白河警察署矢吹警察官派出所となる

昭和四十五年三月 白河警察署矢吹派出所となる。

〔渡辺正七郎（元派出所長）資料提供〕

四七四〔昭和二十二年矢吹町消防団設置条例〕

矢吹町消防団設置条例

第一条 本町に矢吹町消防団を設置する。

第二条 消防団員のだ員は一八五人以上とし其の区分は左に依り。

団 長	一 人
副 団 長	一 人
部 長	一 人
分 団 長	五 人
副分団長	五 人

班 長 十一人

副 班 長 十一人

其の他団員 一五〇人

第三 条 本町に矢吹町消防委員会を設置する。委員の任期は二ヶ年とする。

第四 条 消防委員の内町会議員及学識経験者を以てこれに充つべき者の定数は町会議員より五人学識経験者より三人とする。

前項の規定に依る委員は町会議員については町会の議決で之を指名し学識経験のある者については町長が之を委嘱する。

町長は臨時必要ある時は前項の規定にある委員の定数以外臨時委員を依嘱することが出来る。

第五 条 消防委員会は町長が之を招集する。

消防委員三人以上より会議に付議すべき事項を示して消防委員会の招集の請求があるときは町長は消防委員会を招集しなければならない。

町長が消防委員会を招集しようとするときは予め各委員に日時場所及び会議に付議すべき事項を周知しなければならない。

第六 条 消防委員会は半数以上の委員が出席しなければ議事

を開き議決することは出来ない。但し同一の事件につき再度招集しても尚半数に達しないときはこの限りでない。

消防委員会の議長には町長がこれに当る。

消防委員会の議事は出席議員の過半数で之を決し可否同数のときは議長の決するところによる。議長は会議録を調整し会議の顛末を記載しなければならない。

第七 条 消防委員会に幹事及書記若干人を置き町長これを命免又は委嘱する。

幹事及書記は議長の命を受けて庶務に従事する。

第八 条 町長は消防委員に対し報酬及費用弁償を消防委員会幹事及び書記に給料若しくは手当及び旅費を支給することが出来る。

第九 条 消防団長及副団長の選挙に関する事務は町長が之を行ふ。選挙は指名推薦又は単記無記名投票の方法によりこれを行ふ。

第十 条 町長及消防委員会に諮問して左の各号に掲ぐる設備資料を消防団に備へ付けるものとする。

一、消防団旗

二、消防団本部及分団本部の設備

三、消防団員詰所の設備

四、通信及信号設備

五、機械器具置場

六、提灯及信号旗

七、メガホン、サイレン、其の他の警報用具

八、警鐘

九、消防ポンプ

一〇、水管車

一一、運搬車消火器

一二、水桶（手桶）

一三、竹梯子

一四、消防用破壊器具、鳶口、刺女斧、掛矢、鋸、綱、

円匙

一五、救助袋救助幕

一六、救急用薬品及薬類

一七、担架

一八、天幕

一九、工作器具

二〇、其の他消防上必要なもの

消防団の設備資材は団長が之を保管する。

設備資材を毀損又は亡失したときは団長はその事由

を具して町長に届出なければならない。

故意又は過失に依り設備資材を毀損又は亡失したものに對しては町長は之を賠償させることが出来る。

第十一條 消防団には次の文書簿冊を備へ異動の都度之を整理

して置かなければならない。

一、消防団員名簿

二、沿革誌

三、設備資材台帳

四、日誌

五、区域内全図

六、地水利要覧

七、金銭出納簿

八、手当支払簿

九、給貸与品台帳

一〇、諸令達綴

一一、消防団上必要な法規令規綴

一二、雜書綴

町長はこの条令に定めるものの外設備資材の管理又は文書簿冊に關し必要な事を定めることが出来る。

附 則

この条例は昭和二十二年九月一日からこれを施行する。

議案第四二号

消防委員選任の件

矢吹町消防団設置条例第四条により消防委員五人を選任するものとする。

昭和二十二年九月二十三日提出同日決定

矢吹町会議長 栗 林 俊 雄

〔町有 昭和22「矢吹町会議録」抜粋〕

四七五〔矢吹町消防団沿革〕

矢 吹 町

一、消防の沿革

戦後の荒廃と混乱が何んとか落ち付き始めた昭和二十三年消防組織法の制定により警防団も警察の所管から離れ各市町村とも、真の自治体消防として新しい組織で発足した組から警防団へ、そして消防団と名称こそ変れ郷土を災害から守る火消の精神は不変であった。さらに昭和三十年町村合併促進法に基づき矢吹町・中畑村・三神村、それに天栄村の一部が合併し新矢吹町が誕生、当然消防団も合併し三分団制団員四八〇名で発足した。合併を機に消防力の整備充実がさげばれ、手引ポンプにかわる小型動力ポンプの出現により、ポンプ自動車とあわせ消防の機械器具が飛躍的に充実されたのもこの時期からであり近代

消防に向って前進したのである。また昭和三十年後半から日本経済の著しい発展により現金収入を求め団員の出稼が増加一時期ではあるが消防団運営に大きな支障があった。この様な状態を背景に昭和三十八年には機動力をさらに充実し少数精鋭主義により団員の減員を断行し定員三六〇名とし、三分団、二十八部水そう付消防車一台、ポンプ自動車十台、小型動力ポンプ二十一台を有し、現在に至っている。

二、歴代消防団長・副団長

旧矢吹町

階 級	氏 名	就 退 年 月 日	備 考
初代団長	会田宗太郎	昭三・四・一―二四・二・四	
二代団長	大木 宏男	昭四・二・五―二六・四・二	
三代団長	関根 正二	昭六・五・一―三〇・三・三〇	
初代副団長	安藤 強	昭三・四・一―二六・五・二	
二代副団長	関根 正二	昭六・五・三―二六・四・三〇	
二代副団長	市島 政秋	昭六・五・三―三〇・三・三〇	

旧中畑村

階 級	氏 名	就 退 年 月 日	備 考
初代団長	大和田重吉	昭三・四・一―二六・三・三	
二代団長	水野谷徳次	昭六・四・一―三〇・三・三〇	
初代副団長	水野谷徳次	昭三・四・一―二六・三・三	
二代副団長	田中喜二郎	昭六・四・一―三〇・三・三〇	

旧三神村

階級	氏名	就退年月日	備考
初代団長	諸根 文次	昭三・四・一〇・六・〇	
二代団長	円谷 佐忠	昭六・七・一〇・三・〇	
初代副団長	円谷 佐忠	昭三・四・一〇・六・〇	
二代副団長	小林 勝次	昭六・七・一〇・三・〇	

矢吹町（合併後）

初代団長	大木 代吉	昭三・三・三・二・六	
二代団長	佐藤吉之助	昭三・三・一〇・三・三	
三代団長	円谷 佐忠	昭三・三・三・三・三	
四代団長	藤井 英由	昭三・三・四・六・六・四	
五代団長	渡辺 誠	昭六・六・五・四・四・六	
六代団長	安藤 忠治	昭四・六・一〇・現在に至る	
初代副団長	円谷 佐忠	昭三・三・三・三・二・七	
初代副団長	佐藤吉之助	昭三・三・三・三・二・七	
初代副団長	市島 政秋	昭三・三・三・三・二・七	
二代副団長	樫村 文雄	昭三・三・三・三・九・三	
二代副団長	円谷 徳重	昭三・三・三・三・九・三	
二代副団長	小林 勝次	昭三・三・一〇・九・一・三	
三代副団長	鈴木 一郎	昭三・三・一〇・九・一・三	
三代副団長	田中隆一郎	昭三・三・一〇・九・一・三	
三代副団長	渡辺 誠	昭三・三・一〇・六・一・三	
四代副団長	円谷 正秋	昭三・三・一〇・四・三・〇	
五代副団長	安藤 忠治	昭六・九・一〇・四・五・三	
六代副団長	渡辺 正昭	昭六・六・一〇・現在に至る	

矢吹町幹部氏名

階級	氏名	備考
団長	安藤 忠治	
副団長	渡辺 正昭	
第一分団長	高桑 素保	
第二分団長	大高 光雄	
第三分団長	藤井 直喜	
訓練長	橋本 清美	

三、消防団の組織

団長一名・副団長二名・分団長三名・副分団長三名・部長二名・班長四六名・団員二八三名・訓練長一名・訓練副長三名・

世帯三、八四八・人口一六、四三〇

四、消防予算の状況

旧矢吹町

年 度	一般会計予算	消防予算	対比	備考
昭和三年度	七、六三千元	不明		
昭和四年度	九、九六千元	一、五四千元	一五・六	
昭和五年度	一三、四七千元	一、八三千元	一三・五	
昭和六年度	一六、四三千元	二、七四千元	一九・九	
昭和七年度	二四、七三千元	不明		
昭和八年度	不明	不明		
昭和九年度	三、七七千元	不明		
昭和十年度	六、八三千元	一、三〇千元	一・四	

昭和三年度	六〇、九六千円	一、八七千円	三・〇
昭和三年度	四、四八千円	二、六五千円	五・五
昭和三年度	六三、八四千円	三、四三千円	五・四
昭和三年度	六三、九六千円	三、四〇千円	五・三
昭和三年度	八、五五千円	二、七五三円	三・三
昭和三年度	九、五四千円	三、〇一十円	三・五

矢吹町（合併後）

昭和三年度	不明	不明	
昭和三年度	〃	〃	
昭和三年度	六、八五千円	三、〇〇千円	三・〇
昭和三年度	不明	三、五三円	
昭和三年度	二、〇一九千円	不明	
昭和三年度	九、七〇千円	三、五三円	二・六

旧三神村

昭和三年度	不明	不明	
昭和三年度	〃	〃	
昭和三年度	〃	〃	
昭和三年度	〃	〃	
昭和三年度	〃	〃	
昭和三年度	〃	〃	

旧中畑村

年 度	団員数	消 防 小 型 動 力 車	小 型 ポン プ	手 引 腕 用	火 防 水
昭和三年度	三〇〇	一			三
昭和三年度	三〇〇	一			三
昭和三年度	三〇〇	一			三
昭和三年度	三〇〇	一			三
昭和三年度	三〇〇	一			三
昭和三年度	三〇〇	一			三

五、防団員並びに消防施設の状況
旧矢吹町

昭和三年度	一、五、六三三円	四、〇六千円	四・二
昭和三年度	一、七、八五三円	五、〇五三円	三・七
昭和三年度	一、五、八一円	三、六六三円	二・四
昭和三年度	三、三、九五四千円	二、七三三円	一・二
昭和三年度	三、七、九四四千円	二、九一三円	〇・九
昭和三年度	三、〇、六七四千円	二、四三三円	一・一
昭和三年度	三、四、六一千円	三、六三三円	一・三
昭和三年度	三、〇、四五五千円	四、六七三円	〇・九
昭和三年度	三、五、二九千円	二、四三三円	二・一
昭和三年度	六、四、〇、三六千円	二、八、〇三三円	四・四
昭和三年度	八、六、一、元一十円	三、〇、三三三円	三・五
昭和三年度	一、〇、三、二四四千円	三、七、〇三三円	三・七
昭和三年度	一、二、六九、八〇三三円	五、一、五〇千円	四・三
昭和三年度	一、三、七、九五七千円	四、〇、九三三円	三・二
昭和三年度	一、五、四、五四四千円	五、一、五七千円	三・三

昭和三年度	一五
昭和四年度	一五
昭和五年度	一五
昭和六年度	一五
昭和七年度	一五
昭和八年度	一五
昭和九年度	一五
昭和十年度	一五
昭和十一年度	一五
昭和十二年度	一五
昭和十三年度	一五
昭和十四年度	一五
昭和十五年度	一五
昭和十六年度	一五
昭和十七年度	一五
昭和十八年度	一五
昭和十九年度	一五
昭和二十年度	一五
昭和二十一年度	一五
昭和二十二年度	一五
昭和二十三年度	一五
昭和二十四年度	一五
昭和二十五年度	一五
昭和二十六年度	一五
昭和二十七年度	一五
昭和二十八年度	一五
昭和二十九年度	一五
昭和三十年度	一五
昭和三十一年度	一五
昭和三十二年	一五
昭和三十三年	一五
昭和三十四年	一五
昭和三十五年	一五
昭和三十六年	一五
昭和三十七年	一五
昭和三十八年	一五
昭和三十九年	一五
昭和四十年	一五
昭和四十一年	一五
昭和四十二年	一五
昭和四十三年	一五
昭和四十四年	一五
昭和四十五年	一五
昭和四十六年	一五
昭和四十七年	一五
昭和四十八年	一五
昭和四十九年	一五
昭和五十年	一五
昭和五十一年	一五
昭和五十二年	一五
昭和五十三年	一五
昭和五十四年	一五
昭和五十五年	一五
昭和五十六年	一五
昭和五十七年	一五
昭和五十八年	一五
昭和五十九年	一五
昭和六十年	一五
昭和六十一年	一五
昭和六十二年	一五
昭和六十三年	一五
昭和六十四年	一五
昭和六十五年	一五
昭和六十六年	一五
昭和六十七年	一五
昭和六十八年	一五
昭和六十九年	一五
昭和七十年	一五
昭和七十一年	一五
昭和七十二年	一五
昭和七十三年	一五
昭和七十四年	一五
昭和七十五年	一五
昭和七十六年	一五
昭和七十七年	一五
昭和七十八年	一五
昭和七十九年	一五
昭和八十年	一五
昭和八十一年	一五
昭和八十二年	一五
昭和八十三年	一五
昭和八十四年	一五
昭和八十五年	一五
昭和八十六年	一五
昭和八十七年	一五
昭和八十八年	一五
昭和八十九年	一五
昭和九十年	一五
昭和九十一年	一五
昭和九十二年	一五
昭和九十三年	一五
昭和九十四年	一五
昭和九十五年	一五
昭和九十六年	一五
昭和九十七年	一五
昭和九十八年	一五
昭和九十九年	一五
昭和第一百年度	一五

昭和三年度	一五
昭和四年度	一五
昭和五年度	一五
昭和六年度	一五
昭和七年度	一五
昭和八年度	一五
昭和九年度	一五
昭和十年度	一五
昭和十一年度	一五
昭和十二年度	一五
昭和十三年度	一五
昭和十四年度	一五
昭和十五年度	一五
昭和十六年度	一五
昭和十七年度	一五
昭和十八年度	一五
昭和十九年度	一五
昭和二十年度	一五
昭和二十一年度	一五
昭和二十二年度	一五
昭和二十三年度	一五
昭和二十四年度	一五
昭和二十五年度	一五
昭和二十六年度	一五
昭和二十七年度	一五
昭和二十八年度	一五
昭和二十九年度	一五
昭和三十年度	一五
昭和三十一年度	一五
昭和三十二年	一五
昭和三十三年	一五
昭和三十四年	一五
昭和三十五年	一五
昭和三十六年	一五
昭和三十七年	一五
昭和三十八年	一五
昭和三十九年	一五
昭和四十年	一五
昭和四十一年	一五
昭和四十二年	一五
昭和四十三年	一五
昭和四十四年	一五
昭和四十五年	一五
昭和四十六年	一五
昭和四十七年	一五
昭和四十八年	一五
昭和四十九年	一五
昭和五十年	一五
昭和五十一年	一五
昭和五十二年	一五
昭和五十三年	一五
昭和五十四年	一五
昭和五十五年	一五
昭和五十六年	一五
昭和五十七年	一五
昭和五十八年	一五
昭和五十九年	一五
昭和六十年	一五
昭和六十一年	一五
昭和六十二年	一五
昭和六十三年	一五
昭和六十四年	一五
昭和六十五年	一五
昭和六十六年	一五
昭和六十七年	一五
昭和六十八年	一五
昭和六十九年	一五
昭和七十年	一五
昭和七十一年	一五
昭和七十二年	一五
昭和七十三年	一五
昭和七十四年	一五
昭和七十五年	一五
昭和七十六年	一五
昭和七十七年	一五
昭和七十八年	一五
昭和七十九年	一五
昭和八十年	一五
昭和八十一年	一五
昭和八十二年	一五
昭和八十三年	一五
昭和八十四年	一五
昭和八十五年	一五
昭和八十六年	一五
昭和八十七年	一五
昭和八十八年	一五
昭和八十九年	一五
昭和九十年	一五
昭和九十一年	一五
昭和九十二年	一五
昭和九十三年	一五
昭和九十四年	一五
昭和九十五年	一五
昭和九十六年	一五
昭和九十七年	一五
昭和九十八年	一五
昭和九十九年	一五
昭和第一百年	一五

昭和三年度	四〇〇	一	七
昭和三年度	四〇〇	一一	七
昭和三年度	四〇〇	八	二
昭和四年度	四〇〇	七	三
昭和五年度	四〇〇	一一	五
昭和六年度	四〇〇	二五	三

[illegible]

れ、矢吹地区・中畑地区・三神地区とそれぞれ三地区の婦人
会員で組織された。主に家庭での防火思想普及などで消火作
業には直接従事しない。もっぱら予防消防を目的とした団体
である。会員四〇〇名

組織なし

八、主な火災の状況

1 昭和二十三年五月二十五日午後十一時三十分頃矢吹町大字

大和久部落に火災発生、住家非住家あわせて十三棟焼失、罹災人員一二〇名、損害二、八〇〇千円を出した。原因放火。

この大火以前部落内に十数回のボヤがあり、部落民は連日夜警など実施し各部落消防団員は、いつでも出動できるようポンプを大和久部落に向けて待期の状態であった。また町当局は、たび重なる火災にポンプ自動車の配置を手配していたが三日遅く五月二十五日東京消防庁から戦後初のポンプ自動車を松下陸送してきた。煙くすぶる現場の始末の手を休め大和久部落の人達は総出で迎い喜こんだが、反面三日早やかっただと、くやしがあったという。

2 昭和三十三年十二月十五日午後十一時頃矢吹町大字三城目

部落中央から出火、折からの強風にあおられ住家二十棟・非住家十九棟が焼失。十八世帯罹災者一一一名を出す大火となった。原因不明、強風下の火災であったため一時は部落全滅の危機にさらされたが、近隣市町村消防団五一〇名の応援を求めて必死の消火作業で被害を最少限にとどめた。この大火は合併後間もないことで消防団自体部落根性が残っており、火災発生の周知方法、出動の体制など必らずしもうまくいっていないかったが、これを機に周知方法・出動体制・消防機械

の整備充実が急速に進む機運となった。

3 昭和四十三年四月二十日午後九時二十五分頃矢吹町大字中

町地内飲食店（バー）から出火、同棟燃料店プロパンガスボンベにも引火、火の廻りが早く二階にいた子を助け出そうとした婦人が子供を助け出せずに焼死、子供と婦人二名の焼死者を出す。原因バー客同志のけんかによるストーブ転倒。現場は矢吹駅前通りの繁華街で季節柄花見帰りの酔客とヤジ馬で大混乱となったが、消防団の出動が早かったのと消防戦術が功を奏し木造住宅店舗にもかかわらず一棟を焼失しただけで消し止めた。

4 昭和四十四年四月十三日午後十時十分頃矢吹町中町地内町

立矢吹小学校及び矢吹幼稚園の旧講堂渡り廊下附近から出火、連日の好天に乾燥しきった木造校舎は、またたく間に火の海となり、全校舎三分の一程度を残し焼失した。焼失面積三、一一二・〇四平方メートル損害額八九、〇〇〇千円を出した。原因不明、出火周知サイレンと同時に町消防隊が出動学校周辺防火水そう消火栓から放水したが、強い火勢におされ後退を余儀なくされた。この段階で隣接市町村へ応援を要請すると共に消火の体制を立て直し校舎防火壁前に全箇先を集中放水、町民体育館及び民家への類焼をかうじて防いだ。応援消防団職員一・六八九名、消防ポンプ七一台

なし

一〇、団体表彰受賞の状況

年 月 日	表 彰 機 関	種 別	表 彰 事 由	団 体 名
昭和三年八月三日	福島県消防協会知事	表彰状	ポンプ操法方部大会優勝	矢吹町消防団
昭和三年五月六日	福島県消防協会の会	表彰状	優良分団	矢吹町消防団第三分団
昭和元年	福島県消防協会の会	卒頭授	無火災	矢吹町消防団
昭和元年	福島県消防協会の会	卒頭授	無火災	矢吹町消防団
昭和元年	福島県消防協会の会	卒頭授	無火災	矢吹町消防団
昭和元年	福島県消防協会的會	卒頭授	消防施設優秀	矢吹町消防団
昭和元年	日本消防協會の會	卒頭授	優良消防團	矢吹町消防団
昭和二年	福島県消防協會の會	卒頭授	消防施設優秀	矢吹町消防団
昭和三年	消防庁長官事務	卒頭授	消防施設優秀	矢吹町消防団
昭和三年	福島県消防協会の会	表彰状	優良分団	矢吹町消防団第三分団
昭和三年八月三日	福島県消防協会知事	表彰状	ポンプ操法方部大会優勝	矢吹町消防団

一一、個人表彰受彰者名

年 月 日	種 別	所 屬	階 級	氏 名
昭和元年六月九日	福島県消防協会功績章	矢吹町消防団	分団長	円谷正秋
昭和四年四月三日	福島県消防協会功績章	矢吹町消防団	副団長	安藤忠治
昭和七年五月七日	福島県消防協会功績章	矢吹町消防団	副団長	渡辺正昭
昭和八年五月六日	福島県消防協会功績章	矢吹町消防団	分団長	橋本清美
昭和三年三月四日	消防庁長官永年勤続功労章	矢吹町消防団	団長	藤忠治
昭和三年三月三日	日本消防協会功績章	矢吹町消防団	団長	安藤忠治

二、公務殉職者の概要

所属及び階級	殉職者名	年令	殉 職 の 概 要
矢吹町消防団団員	阿部吉平	三三	昭和三十六年四月五日強風警報発令により同僚団員と二人でオートバイにより警戒巡視中曲り角で運転を誤り畑に転落死亡したもの
矢吹町消防団団員	小泉孝正	三三	昭和四十七年七月八日ボンブ操法訓練終了直後倒れ心不全により死亡したもの

〔矢吹町役場住民課くらしの相談係長大木豊調査資料による〕

四七六〔昭和四十九年町消防団竿頭綬の授与〕

町消防団が竿頭綬を授与

去る三月一日、午前十時から東京の日消ホールで、昭和四十八年度の消防庁定例表彰式が行なわれ、わが町からも安藤団長が出席、晴れの「竿頭綬」を受彰をいたしました。

竿頭とは文字どおり竿の先頭、即ち消防活動の先端に立つという意味で、日頃の防災活動の実績に対しておくられるもので、特にわが町の場合消防設備の充実と昨年の総合防災訓練が他の模範であるとしてこの賞が授与されたものと思われまます。

今回は全国で七十一の消防機関が受彰されましたが、福島県では矢吹町と金山町がその賞に浴しました。団員の方々も日頃の

努力が報いられて本当に嬉しく思われたことでしょう。

願くばもっともつと設備を充実し、防火意識を高め、わが町から火災を絶滅するまで頑張つて欲しいものです。

〔昭和49・4・1「広報やぶき」抜粋〕

四七七〔広域消防矢吹分署〕

一、管理者 白河地方広域市町村圏整備組合

二、名 称 白河消防署矢吹分署

三、設 置 昭和四十七年四月一日

四、人員および装備

配置人員 一五名

消防ポンプ車 一台

水そう付消防ポンプ車 一台

救急車 一台

広報車 一台

消防無線 二基

五、編成および業務分担

分署長・予防係・警防係・救急係

〔白河広域市町村圏消防の概要 昭47・3・1「広報やぶき」抜粋〕

四七八〔昭和三年防犯協力会結成〕

防犯協力会と呼称

強化される矢吹町署

明日の住み良い町の建設に直接その任に当る町警察署警察吏員に不自由をかけない様にと既報町警察後援会（仮称）を設置せんと運動を起して、去る十一月二十七日発起人会を開き、ボス、顔役を排撃する意味でその名も矢吹町警察署防犯協力会として発足、直ちに銓衡委員をあげ会長、副会長、幹事、評議員、顧問等を推薦決定、三日第一回役員総会を午後一時より町警察樓上に開催、協議目的達成に全力を尽す事になった、会長及役員は左の諸氏である。（敬称略）

▼会長大木宏男 ▼副会長野木忠房 ▼幹事長安藤強 ▼幹事岡野忠治、熊田左近、長尾文雄、大野一広、小針誠一、星光次、芳賀重雄、鈴木良己、中村孝敏、渡辺幸一、大森アツシ
▼会計幹事山口源治、納谷虎松、仲西万世 ▼評議員円谷昌幸外九名（一区）、富永満寿蔵外九名（二区）、富永栄太郎外四名（三区）、星清外四名（四区）、熊田末二外四名（五区）、沢田弥太郎外三名（六区） ▼顧問仲西正次、栗林俊雄、会田宗太郎、安藤国吉

〔昭23・12・5「やぶきタイムス」抜粋〕

四七九〔昭和四十九年矢吹町防犯協会設立〕

矢吹町防犯協会設立される

去る七月十六日、矢吹町中央公民館において矢吹町防犯協会の設立総会が開かれました。設立の目的は、犯罪のない明るく住みよい町をつくるために、相互扶助の精神をもって防犯思想の高揚をはかり、自主的防犯の確立を期することにあります。総会では協会会則が決されたほか役員の選出と、昭和四十九年度の事業計画が次のように決定されました。

▽重点実施事項

- (1) 明るく住みよい町づくりの推進。
 - (2) 少年の健全育成と補導活動の強化。
 - (3) 防犯組織の整備と活動の強化。
 - (4) 自主防犯意欲の向上につとめ防犯団体の強化を図る。
- 役員は次の方々です。

▽会長 仲西藤次（町長）

▽副会長 関根正吾（議会議員）

▽市島政秋（交対協副会長）

▽理事 大竹利行（旅館業組合長）

安藤忠治（消防団長）

水戸亥三郎（矢吹中学校長）

鈴木芳子（中畑婦人会長）

薄 葉 始 (少年補導協会員)

内 藤 重 治 (" ")

小 平 正 一 (子供育成会会長)

真 船 貞 夫 (矢中PTA会長)

水 戸 政 治 (青少年指導協力員)

塩 田 嘉代治 (防犯連絡所)

▽監 事 武 藤 祐 (東邦銀行支店長)
(矢吹)
(三村)

岩 谷 義 夫 (白河農協事業所長)

▽幹 事 吉 田 又 市 (矢吹派出所主任)

加 藤 政 義 (住民課長)

なお事務局は役場住民課にありますので、入会を希望される方は申し込んでください。この会の趣旨に賛同される方なら誰でも入会できます。

〔昭49 8・1「広報やぶき」抜粋〕

3 保 健

(1) 保 健

四八〇〔昭和二〇年矢吹町国民健康保険組合決算〕

(表紙)

昭和二十年年度決算書

矢吹町国民健康保険組合

議案第二号

昭和二十年年度矢吹町国民健康保険組合決算書

収 入

一金二万五千三百七十八円六十八銭也 収入決算高

支 出

一金二万二千四百五十四円五十三銭也 支出決算高

収入支出差引残

残金二千九百二十四円十五銭也

昭和二十一年六月二十九日提出

矢吹町国民健康保険組合理事長 大木代吉